

同和問題について

同和問題については、国や県・市は関係団体との連携を図り、関係者の理解と協力を得て、同和対策事業を進めてきました。その結果、生活環境等の整備が進み、関係住民の生活水準も向上するなど、いわゆる実態的差別の解消は大きく前進した、教育・啓発活動の推進により県民の同和問題に対する理解も深まり、成果は全体的には着実に上がったという認識を、山口県人権推進指針で示しています。平成14年3月をもって同和問題解決のための特別対策は終了されました。

しかし、差別は根深いものがあります。

例えば、結婚における差別、就職差別、差別落書き等の事案は依然として存在しています。また、戸籍謄本等の不正取得事案、部落地名総鑑の販売事案なども起こっています。就職面接等で公正な採用が行われていないこともありました。

このような状況の中で、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落差別はなお存在し、基本的人権に係る憲法理念に反し許されないとの認識の下、部落差別の解消を推進するとしました。各自治体は国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずることになっています。国や自治体は法に則って、同和問題の解決に向けた取組を積極的に行おうとしています。

もちろん、すぐに成果は上がったとは言えません。特に、ネットの掲示板等で不当な差別的発言が相変わらずなされていたり、部落地名総鑑をネット上で販売しようとしたりする状況があり、削除が行われたとしても一度載せられた情報は完全にはなくならないなど、インターネットを利用した事案への対応は苦慮を極めます。

部落差別解消推進法の周知、相談体制の強化、同和問題についての啓発活動や教育活動の充実など、一人ひとりの意識を変えていく活動を丁寧継続して行うことが望まれており、今後も必要だと思われま